

令和2年度 第3回定期監査（令和3年3月26日報告）【指摘事項】

対象部局：政策開発部、市民部、建設交通部、議会事務局

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 住宅政策課	<p>1 収入事務について (1) 現金取扱事務 現金を収納した日と異なる日付で領収書を発行しているものがあった。 領収書は現金を収納した日付で発行するものであるが、収納日より前の日付で発行しているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>領収書を手数料受領日前に作成しておりました。 指摘以降は、現金受領前の作成をやめ、現金受領時に、担当者がある場合は財務会計システムで領収書を作成し、担当者が不在の場合は手書きで領収書を作成することに、課内で処理を統一しました。</p> <p>令和3年9月30日措置通知 市長</p>
2 建築課	<p>2 支出事務について (1) 旅費支出事務 県内旅費を翌月に支給していないものがあった。 県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第19条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>指摘のありました旅費支出事務につきましては、速やかに支給いたしました。 旅費支出事務を担当職員が一人で行い、チェック体制が不十分だったことが原因です。 上記のことを踏まえ、今後は通知内容を十分確認するとともに、独自に作成していた旅行命令処理一覧表を従来のものから改善し、その情報を課内で共有することとしました。 月初めには各係長が係内の当月支給対象者の有無等を、旅行する職員は旅行命令、旅費支出が漏れなく処理されているかを、それぞれ確認し、旅費担当職員に必ず報告することを課内で意思統一し、徹底するようにいたしました。 今後も再発防止に努めてまいります。</p> <p>令和3年9月30日措置通知 市長</p>
3 道路維持課	<p>3 契約事務について (1) 入札事務 入札保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。 入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第27条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>入札保証金については、契約規則第27条の規定に基づき免除を行っておりましたが、執行伺書作成時において、概要欄に免除理由を明らかにした契約規則の条項記載漏れがありました。 指摘以降の入札事務につきましては、関係法令や契約課のマニュアルに基づき事務を進められるよう、所属内で勉強会を実施しました。</p> <p>令和3年9月30日措置通知 市長</p>
4 住宅政策課	<p>(2) 契約締結事務 1件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。 修繕業務について、随意契約によることができる予定価格の限度額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び郡山市契約規則第39条の規定により50万円であるが、1件の業務を50万円未満に分割し、随意契約としているものがあった。</p>	措置 (完了)	<p>棟毎に修繕を行っていましたが、指摘以降、修繕発注時の業務フローを作成し、それに基づき同一の団地内において同種の修繕を要する事由が発生した場合、まとめて1件の案件として発注し、修繕を行うこととしました。 今後も、契約規則を厳守した適正な契約事務を行ってまいります。</p> <p>令和3年9月30日措置通知 市長</p>